

知的照明システム推進協議会事務局規定（20120315版）

- 1 .知的照明システム推進協議会(以下本協議会と称する)の事務局業務を次の企業に委託する。
株式会社スマートオフィス総合研究所(代表取締役 本田広昭)
資本金：1,000万円
業務内容：知的照明システムの営業、コンサルティング、設計、および普及活動
本社所在地：東京都世田谷区上祖師谷 2-2-35-537
東京オフィス：158-0094 東京都世田谷区玉川 2-21-1
二子玉川ライズ・オフィス 8F カタリスト BA
- 2 .本協議会の事務局長は次の通りとする。
本田広昭(株式会社スマートオフィス総合研究所 代表取締役)
- 3 .本協議会の事務局所在地、担当者、および連絡先を次の通りとする。
158-0094 東京都世田谷区玉川 2-21-1
二子玉川ライズ・オフィス 8F カタリスト BA
株式会社スマートオフィス総合研究所内
知的照明システム推進協議会事務局
担当者：門田麻菜
メール：ilspa@mwind.jp
FAX 03-6323-1679
電話 080-1191-6132
- 4 .本協議会の事務局業務の一部を必要に応じて次の組織に委託する。
同志社大学理工学部インテリジェント情報工学科 三木研究室
所在地：610-0321 京田辺市多々羅都谷 1-3
- 5 .本協議会の主たる事務局業務は次の通りとする。
 - 1) 会員管理業務(入退会、会費請求、会員名簿管理、メーリングリスト管理等)
 - 2) 会議、研究会の準備・案内・出欠管理、資料の作成・配付、議事録作成と配付等
 - 3) 見学会やイベントの準備、運営等
 - 4) 会員および関連団体等との連絡・調整等
 - 5) 運営委員会の準備・案内・出欠管理、資料の作成・配付、議事録作成と配付等
 - 6) 事務局会議の開催
- 6 .事務局業務の円滑な推敲のため必要に応じて事務局会議を開催する。事務局会議のメンバーは会長、事務局長、および事務担当者とする。必要に応じて、関係する会員を加える。
- 7 .本規定の改廃は運営委員会の議決による。

以上